

経済状況の悪化に伴う役員報酬減額の税務上の取扱い

このところの経済状況の悪化を踏まえ、お客様より「役員（特に社長）の給与を減額したい」というご質問が、多く寄せられます。

法人税法では、役員報酬は毎月の支給額が同額という前提で経費になりますので、途中で変更すると、原則として一部が税金の計算上では経費とは認められなくなります。

しかし、自治体から営業自粛を迫られたり、実質的に事業が出来なくなる状態にあるなど、厳しい業績となっているお客様も多くいらっしゃいます。このような場合は、『業績悪化改定事由』と言い、例外として役員報酬の減額改訂が認められます。「新型コロナウイルスで・・・」と言えば全て大丈夫、とはなりません。厳しい資金繰りとなっている状態は、この『業績悪化改定事由』に該当する可能性があるかと、我々は考えます。ご相談ください。

尚、役員報酬の決定は「株主総会」、取締役会設置のお客様は「取締役会」の決議によって行いますので、必ず決議後に議事録の作成をして、会社に残してください。また、減額後も毎月同額の支給が求められます。月によって増減するのは、認められません。

【議案 書式サンプル】

第〇号議案 取締役の月額報酬改定の件

議長は、2月下旬から現在にかけての急激な売上減少と、今後の業績回復の目途が立たない状況から、標記の件について、令和2年〇〇月以降の各取締役の月額報酬の金額を下記のとおりとしたい旨提案し、諮ったところ、全員異議なくこれを決議した。

記

代表取締役	△△△△	月額	〇〇〇〇〇円
専務取締役	△△△△	月額	〇〇〇〇〇円
取締役	△△△△	月額	〇〇〇〇〇円（使用人分給与は除く）

以上